

平成 2 9 年度公共事業再評価に係る評価書の
要 旨
(案)

平成 3 0 年 2 月

宮 城 県

目 次

ページ

1 趣 旨	1
2 公共事業再評価について	1
(1) 公共事業再評価を行う目的	1
(2) 公共事業再評価の対象	1
(3) 公共事業再評価の基準及び評価の実施機関	1
(4) 公共事業再評価の流れ	2
3 公共事業再評価に係る評価書の概要	3

平成29年度公共事業再評価に係る評価書の要旨

1 趣旨

県では、平成14年度から行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）に基づいて公共事業再評価を実施しています。この書面は、条例第10条第2項及び同施行規則第28条の規定に基づき、県が現在実施している公共事業の中で、事業着手後、一定の期間を経過した事業等を対象に作成した評価書（県の評価結果）の内容について、県民の皆さまにわかりやすく説明するために作成したものです。

2 公共事業再評価について

（1）公共事業再評価を行う目的

公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の向上を図るため、事業着手後、一定の期間を経過した事業等について、事業継続の妥当性について再検討を行うものです。

（2）公共事業再評価の対象

県が事業主体である公共事業のうち、次のいずれかに該当するものについて、評価の対象としています（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業は除きます。）。

- ① 事業着手年度から起算して5年度以内に用地買収又は工事のいずれも行われなかったことが見込まれる事業 (未着工)
- ② 事業着手年度から起算して10年度以内に完了が見込まれない事業 (未完了)
- ③ 再評価実施年度の翌年度から起算して5年度以内に、用地買収もしくは工事のいずれも行われなかったことが見込まれる事業又は完了が見込まれない事業 (再々評価)
- ④ 調査費が予算計上された年度から起算して5年度以内に事業着手が見込まれない事業（地域高規格道路事業及びダム事業に限る。） (未着手)
- ⑤ 社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業 (その他)

（3）公共事業再評価の基準及び評価の実施機関

県の担当部局において、下記基準に基づいて評価を行います。その際には、評価の客観性を確保するため、有識者で構成する宮城県行政評価委員会の意見を聴き、評価に反映します。また、広く県民からも意見を聴き、評価に反映する仕組みとなっています。

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化
- ③ 代替案との比較
- ④ コスト縮減
- ⑤ 費用対効果

(4) 公共事業再評価の流れ

①公共事業再評価調書（県の評価原案）の作成 【フロー図1, 2】

県は、公共事業再評価調書を作成して、公表します。

②宮城県行政評価委員会などからの意見聴取 【フロー図3～7】

上記①の県による評価の客観性を確保し、評価過程の透明性を高めるため、自ら評価した内容について、県民意見聴取を行うほか、宮城県行政評価委員会の意見を聴き、その意見を評価結果に適切に反映させることとしています。

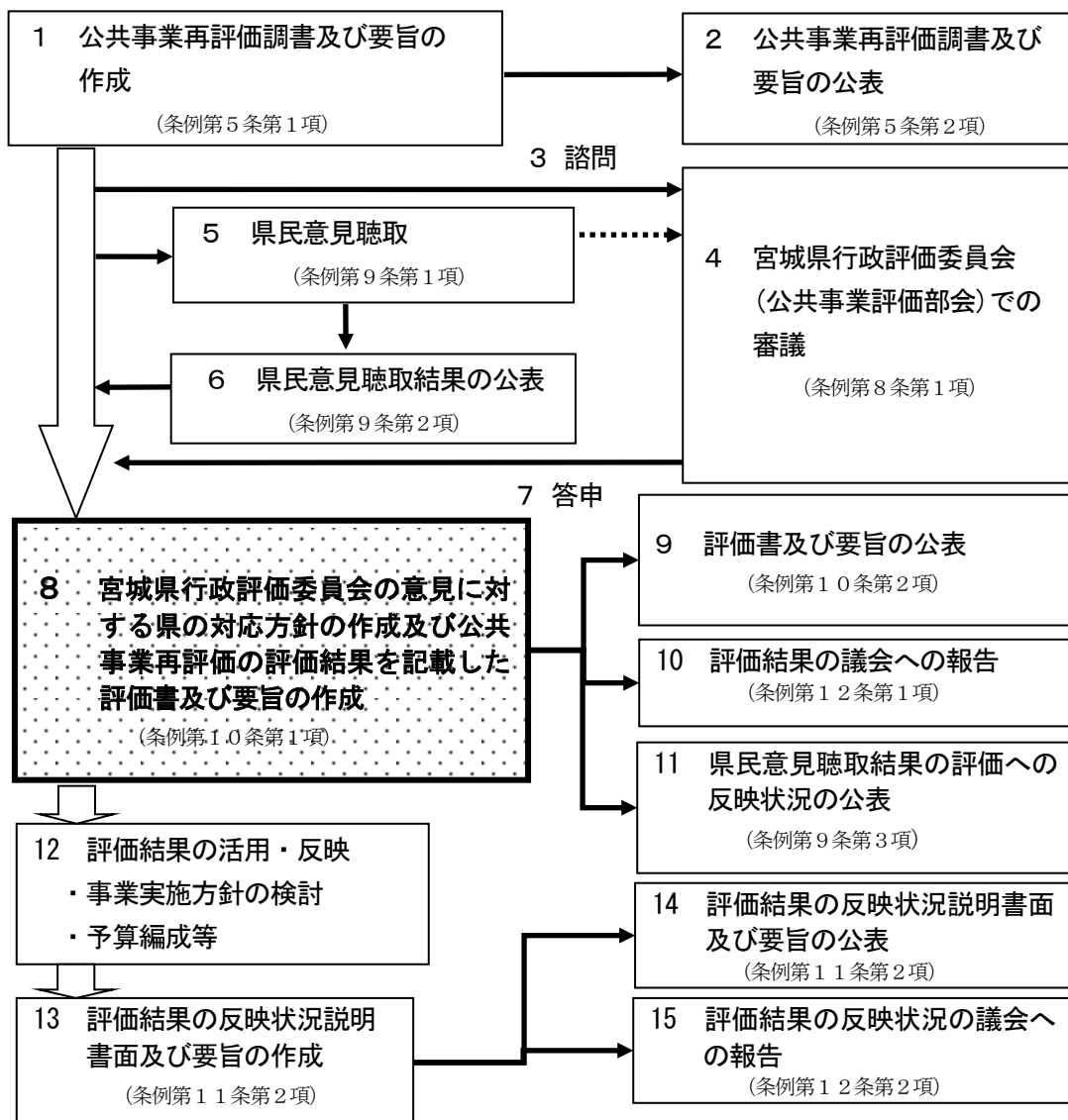
③県の対応方針と評価書の作成 【フロー図8～11】

その後、上記委員会の意見に対する県の対応方針と、それを踏まえた最終的な評価結果を記載した「評価書」を作成して公表するとともに、県議会に報告することとしています。

④反映状況を説明する書面の作成 【フロー図12～15】

評価結果については、翌年度以降の事業実施方針の検討及び翌年度の予算編成等を決定する際の情報として活用し、適切に反映させることとしています。反映状況を説明する書面は公表するとともに、県議会に報告することとしています。

《 フロー図 》



3 公共事業再評価に係る評価書の概要

事業種別	事業名	事業目的・事業概要	全体事業費(億円)	進捗率(%)	再評価対象区分	行政評価委員会(公共事業評価部会)の意見	評価の結果
道路	地域高規格道路宮城県北高速幹線道路主要地方道築館登米線IV期(築館工区)道路改良事業	東北縦貫自動車道及び三陸縦貫自動車道とともに、広域交通ネットワークを形成し、沿道の自動車関連産業等の企業立地を支援する道路及び復興支援道路として整備を行うもの。 延長L=1.7km 車道幅員6.5m (全体幅員8.5m)	69.0	74.2	その他	継続妥当	事業継続

平成 2 9 年度公共事業再評価に係る評価書
(案)

平成 3 0 年 2 月

宮 城 県

評 価 書

平成30年2月
宮 城 県

平成29年度に行った公共事業再評価の結果は、以下のとおりである。

記

- 1 対象事業名
地域高規格道路宮城県北高速幹線道路主要地方道築館登米線Ⅳ期（築館工区）道路改良事業
- 2 事業の概要
別紙のとおり
- 3 県民生活及び社会経済に対する効果並びに把握方法
別添1のとおり「事業の進捗状況」、「事業を取り巻く社会経済情勢等の変化」、「代替案との比較」、「コスト縮減」、「費用対効果」の項目で事業効果を把握した。
- 4 評価の経過
平成29年10月30日 行政活動の評価に関する条例第5条の書面（評価調書）の確定
平成29年10月31日 宮城県行政評価委員会への諮問
平成29年10月31日 条例第9条に基づく県民意見聴取
～11月30日
平成29年11月1日 同委員会公共事業評価部会（第1回開催）
平成29年12月22日 同委員会公共事業評価部会（第2回開催）
平成30年1月19日 同委員会及び同委員会公共事業評価部会からの答申
平成30年2月5日 県の最終評価（評価書）の確定

- 5 行政評価委員会の意見
「事業継続」とした県の評価に対し、「妥当」とした。
なお、次のとおり事業の実施に関する意見が付された。

今後の事業の実施に関する意見

事業全般

事業費が増額となる原因の整理、分析を進め、当該データの蓄積を行うとともに、庁内における情報共有を図り、事業費の見積り精度を高めるよう努めること。

- 6 評価の結果

地域高規格道路宮城県北高速幹線道路主要地方道築館登米線Ⅳ期（築館工区）道路改良事業を継続する。

評価の結果の詳細は、別添1のとおり。
なお、事業の実施に関する意見に対しては、以下のとおり対応する。

今後の事業の実施に関する意見

事業全般

事業費増額の原因について、実施工事での設計変更理由を整理、分析し、そのデータを蓄積するとともに、職員研修等により庁内における情報共有を図り、今後の事業計画及び実施に当たっての事業費見積り精度の向上に努める。

事業概要一覧

事業種別	事業名	事業実施箇所	事業採択年度	完成予定年度	事業目的・事業概要	全体事業費(億円)	進捗率(%)
道路	地域高規格道路宮城県北高速幹線道路主要地方道築館登米線Ⅳ期(築館工区)道路改良事業	栗原市	H25	H30	東北縦貫自動車道及び三陸縦貫自動車道とともに、広域交通ネットワークを形成し、沿道の自動車関連産業等の企業立地を支援する道路及び復興支援道路として整備を行うもの。 延長L=1.7km 車道幅員6.5m (全体幅員8.5m)	69.0	74.2

評 価 結 果

地域高規格道路宮城県北高速幹線道路主要地方道
築館登米線Ⅳ期（築館工区）道路改良事業

